

現場説明書（技術的事項）

工事名称 福山市立大門中学校技術棟校舎外壁改修工事

1 現場の状況

工事場所は、福山市城興ヶ丘8番1号に位置し、福山市道大門城興ヶ丘線から進入可能です。

工事期間中、2025年7月19日（土）から8月24日（日）は夏休みです。なお、土曜日、日曜日、祝日を含めて、生徒が登校しない日も校舎、屋内運動場、グラウンド等は使用することがあります。

対象建物は、冷暖房設備が無く、室内使用中窓を開ける場合があります。

2 別途工事

ありません

3 留意事項

- (1) 対象建物は、冷暖房設備が無く、室内使用中窓を開ける場合があるため、粉塵、臭気の発生する作業に当たっては、施設管理者と綿密な日程調整を行ってください。
- (2) 工事に当たっては、交通渋滞、騒音、粉塵、振動、汚染排水等により、近隣住民に迷惑のかからないよう十分配慮してください。
- (3) 工事期間中も学校施設を使用しているため、工事関係者はもとより、職員、生徒及び第三者への安全確保に必要な対策を講じてください。
- (4) 工事車両等の進入・退出・停車等に当たっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ってください。
- (5) 資材の搬入、搬出時にはシート等でカバーするなど、土砂・木片等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等のないように注意してください。
- (6) 道路等を汚損した場合は、速やかに清掃等の復旧を行い、工事期間中の進入、退出路に係る維持管理（舗装・構造物等の保護養生、補修等）は、受注者で行ってください。
- (7) 工事場所外においても、駐車違反、速度制限、積載制限等交通法規を遵守し、事故防止に万全を期してください。
- (8) 工事に係る留意事項は、協力業者、資材納入業者等にも指導を徹底してください。
- (9) 工事現場内の資機材の保管等については、受注者において十分な管理を行い、各工種・工程における廃材・ごみ等についても、受注者の責任において遅滞なく処理してください。
工事排水についても管理を徹底し、周辺排水路等に土砂等を流した場合は、速やかに清掃を行ってください。
- (10) 工事範囲内において工事用進入路確保のために行う鉄板敷き等の必要な措置は、受注者で行ってください。
また、仮囲い等については、設計図書等を基に確実に行い、工事途上で屋外工事等のために仮囲い等の移設又は一時撤去復旧が必要となった場合は、関連工事と十分な調整を行い、必要に応じて可動フェンス（H=1.8m）等により工事範

囲の明示と安全の確保を行ってください。

- (11) 本工事場所の進入口及び通路は、施設使用に際し工事期間中も確保する必要があるため、各入口や通路の通行と安全の確保を行ってください。
- (12) 現場着手日及び工事関係車両の駐車場の計画は、あらかじめ施設管理者と協議の上、決定してください。
また、工事用車両は、通学時間帯を避けて出入りしてください。
- (13) 工事期間中であっても、室内換気や空調設備が使用できるように必要な対策を講じてください。
- (14) 夏休み期間中に予定する個人懇談会や登校日等の学校行事では、当日の作業内容について、あらかじめ施設管理者と協議が必要です。
- (15) 受注者は、地域行事の運営等を円滑に行えるよう、地域との調整に努めてください。
- (16) 学校運営等で校舎等の使用状況により、施工方法や内容に変更が生じる場合があります。
- (17) 工事着手後、速やかに外壁劣化数量調査を行い、調査報告書を提出の上、監督員の承諾を得て改修工事に着手してください。
- (18) 実施工程表は、契約後14日以内に提出し承諾を受けてください。また、施工関係書についても速やかに提出し、承諾を受けてください。
- (19) 工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、監督員及び施設管理者に報告するとともに、受注者の責任で速やかに復旧してください。
- (20) はつり工事等施設使用に影響を及ぼす作業については、十分な騒音・粉塵対策を講じてください。
- (21) 特定建設資材は再資源化に努め、産業廃棄物は関係法令に従い適切に処理してください。
- (22) 工事施工に必要な官公署への手続は、受注者の責任において速やかに行い、手続を行った場合は、速やかに報告してください。
- (23) 受注者は、地元企業、地場製品の活用に努めてください。
- (24) 受注者は、各種工事の職種を問わず、積極的に「技能士」適用に努めてください。

福山市立大門中学校技術棟校舎外壁改修工事

図面リスト	
図面番号	図名
1	図面リスト
2	外壁改修工事特記仕様書 No.1-1
3	外壁改修工事特記仕様書 No.1-2
4	外壁改修工事特記仕様書 No.2
5	外壁改修工事特記仕様書 No.3
6	仮設工事特記仕様書・付近見取図・配置図
7	1階・2階・R階・PH階・PHR階平面図
8	立面図
9	矩計図・部分詳細図・F工法詳細図

福山市建設局建築部営繕課			2025年 4月		
主務	課員	第3担当次長	課長補佐	営繕課長	建築部長

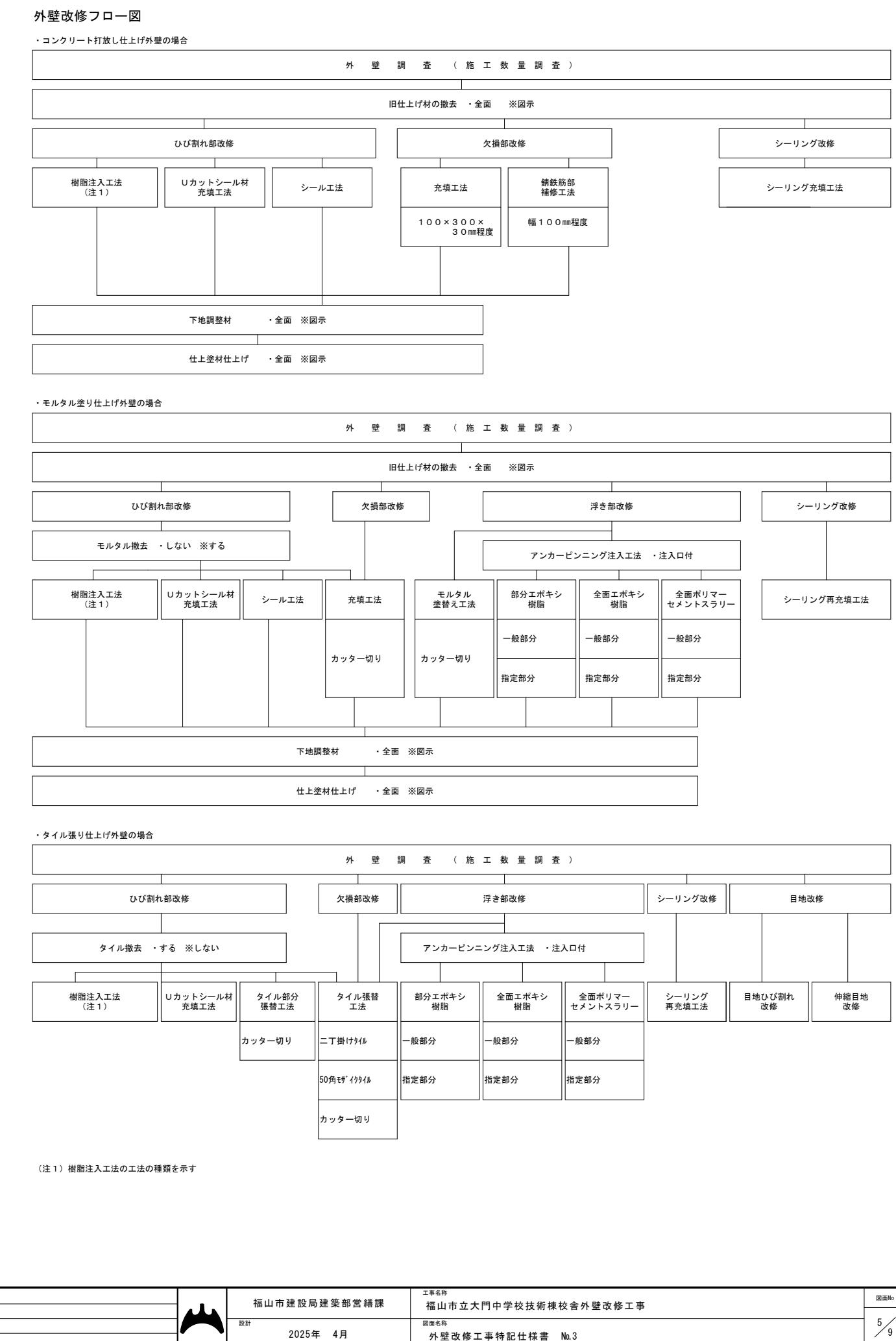
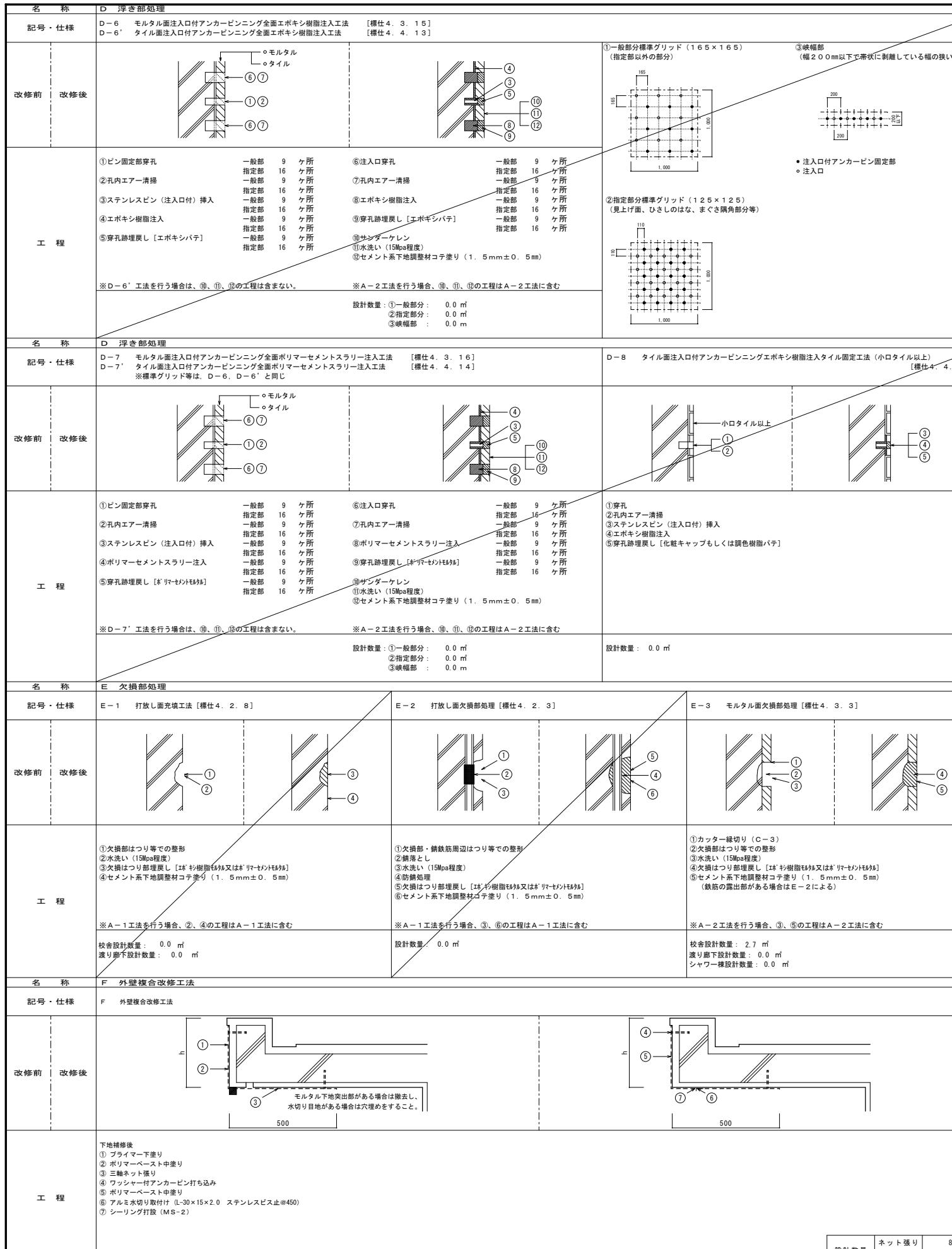
 福山市建設局建築部営繕課 <small>設計</small>	工事名称 福山市立大門中学校技術棟校舎外壁改修工事		図面No.
	図面名称 図面リスト		1 / 9

福山市外壁改修工事特記仕様書																											
章		項 目		特 記 事 項				章		項 目		特 記 事 項				章		項 目		特 記 事 項							
<p>I 工事概要</p> <p>1. 工事名称 福山市立大門中学校技術棟校舎外壁改修工事</p> <p>2. 工事場所 福山市城東区丘8番1号</p> <p>3. 構造規模 技術棟校舎:鉄筋コンクリート造2階建(延べ面積 574m²)</p> <p>4. 工事種目 防水改修、外壁改修、塗装改修</p> <p>5. 別途工事 なし</p> <p>* 本工事の工期は工事検査期間としての14日を含んでいる。</p> <p>* 契約締結後14日以内に実施工程表を提出する。</p> <p>* 本工事は、法定外の劣化保険を見込んでいる。</p>																											
<p>II 建築工事仕様</p> <p>1. 共通仕様(最新版) 国面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官房部監修・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「改修標準仕様書」という。)による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官房官房部監修・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和4年版(以下「改修標準仕様書」という。)による。また、石綿含有建材の除去及び処理については、国土交通省大臣官房官房部監修・建築物解体工事共通仕様書令和4年版(以下「解体工事共通仕様書」という。)による。</p> <p>(1) 官公署手続き 受注者は関係官署への必要な手続きを行なう。(官公署手続きは監督員の承認後とする。)</p> <p>(2) 地元企業及び地場製品の活用 受注者は、地元企業及び地場製品の積極的な活用に努める。</p> <p>(3) 異議に対する協議等 設計図面に定められた内容に疑義が生じた場合は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図面によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。</p>										<p>⑪ 別契約の関連工事との調整 関連工事との調整</p> <p>* 別契約の関連工事受注者が足場などを使用する場合は無償とする。</p> <p>* 別契約の関連工事受注者と工事を含めた総合的な打合せを定期的に行い、監督員の調整に協力し、当該工事関係者とともに円滑な施工に努める。</p> <p>⑫ 施工中の安全確保 労働衛生安全法に基づく指名</p> <p>・本工事は、交通安全員として人を見込んでいる。</p> <p>交通事故導導の配慮については、実施伝票(原本)および配置状況のわかる立会い写真の撮影を行い、監督員に提出する。</p> <p>⑬ 騒音・振動の防止 低騒音型・低振動型建設機械を使用し、環境対策に努める。</p> <p>※受注者は、次回に従い、工事実績情報を登録する。</p> <p>登録内容について、あらかじめ監督員の承認を受けたのち、次回の期間内に登録申請を行う。</p> <p>ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉鎖日を除く。</p> <p>⑭ 工事実績情報の登録</p> <p>[1.1.4]</p> <p>※受注者は、次回に従い、工事実績情報を登録する。</p> <p>登録内容について、あらかじめ監督員の承認を受けたのち、次回の期間内に登録申請を行う。</p> <p>ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉鎖日を除く。</p> <p>⑮ 施工数量調査</p> <p>[1.6.2]</p> <p>変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行なう(請負金代のみ変更の場合、登録不要)</p> <p>* 登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。(登録要)</p> <p>調査範囲 外壁(床、屋根)</p> <p>調査方法 テスルハンマーによる打診及び目視</p> <p>外壁調査は、外壁改修フローに応対する外壁のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無について位置及び寸法(幅、長さ、面積)の調査を行う。調査結果により、適切な工法を選定し報告すること。また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督員に提出する。(必要に応じ写真を添付する)</p> <p>⑯ 情報共有システム</p> <p>本工事は、インターネットを利用して、受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、効率化を図る情報共有システムの対象工事である。</p> <p>本工事で利用する情報共有システムは、「広島県工事中情報共有システム」とし、当該サービス提供との契約は受注者が行い、利用料を支払うものとする。</p> <p>運用に当たっては、「福山市外壁工事における情報共有システム利用実施要領(建築工事)及び「情報共有システム利用手引(建築工事)」によるものとする。</p> <p>・発注者指定型 共通仮設費として情報共有システムの利用料を見込んでいる。</p> <p>受注者は、本システムを利用できない特別の理由がある場合は、工事着手までに当該工事を記載した工事打合せ簿を監督員に提出し、その承諾を得ることで本システムを利用しないことができる。</p> <p>⑰ ① 通用基準等</p> <p>・公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版)</p> <p>○建築工事標準詳細図 國土交通省大臣官房官房部監修・改修標準仕様書(令和4年版)</p> <p>○建設工事公害災害防止対策要綱(建築工事編)建設経済局建設業課・住宅局建築指導課監修</p> <p>○建築工事安全施工指針説明会 建設大臣官房官房部監修課監修課長連絡</p> <p>○建築基準法・消防法、その他関係法令</p> <p>② 監理(主任)技術者 受注者は、監理技術者及び主任技術者を建設業法により定め、工事現場内において工事名、工期、写真、所属会社名及び印入りの名札を着用する。</p> <p>③ 電気保安技術者 [1.3.3]</p> <p>・適用する</p> <p>・適用しない</p> <p>④ 技能士 [1.7.2]</p> <p>工事別 通用種別 工事別 通用種別</p> <p>⑤ 施工管理 [1.3.1] [1.1.5]</p> <p>受注者は施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。</p> <p>* 施工体制台帳(建設業法等に従って作成し、写しを提出する。)</p> <p>* 施工体系図(建設業法に基づき、当該現場の見やすい場所に掲示する。)</p> <p>⑥ 建築材料等 建築材料の製造所、製品及び施工業者などは、特記されたもの又は同等のものとする。ただし、同等とする場合は、監督員の承認を受ける。</p> <p>また(社)公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質、性能を有するとの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出する。</p> <p>国等による環境物品等の調達と推進等に関する法律(平成12年法律第100号)、「グリーン購入法」というにより、環境負荷を低減する材料を選定するよう努める。</p> <p>材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放出による健康への影響に配慮する。</p> <p>工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。</p> <p>⑦ 特別な材料の工法 建築標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該工法による。</p> <p>⑧ 発生材の処理 [1.3.12]</p> <p>・引渡しを要するもの</p> <p>・現場において再利用を図るもの</p> <p>* 再資源化を図るもの</p> <p>・アスファルトコンクリート</p> <p>・コンクリート</p> <p>・木材</p> <p>* 上記以外のものはすべて構外に搬出し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設サイクル法」という)、「資源の有効な利用の促進に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という)によるほか、建設資材適正処理推進要綱に従い適正に実施する。</p> <p>○工事中は生徒等施設利用者の安全に努め、仮囲い等の適切な措置を図る。</p> <p>○建物出入り口には、落下防止対策及び安全対策を講じること。</p> <p>○建物の手すりは、手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。</p> <p>⑨ 工事及び完成写真</p> <p>施工計画時 工事完了時</p> <p>搬入 再生資源利用計画書 再生資源利用実施書</p> <p>搬出 再生資源利用促進計画書 再生資源利用促進実施書</p> <p>* 本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税される。なお、本工事では広島県産業廃棄物埋立税相当額を含んでいます。</p> <p>分類 規格 塗 彩 数 提出部数</p> <p>着手前 サービス判程度(カラー) 必要に応じた数 1</p> <p>工事中 サービス判程度(カラー) 必要に応じた数 1</p> <p>完成時 サービス判程度(カラー) 各室 4面 1</p> <p>キャビネット判程度(カラー) 外景 4面 1</p> <p>着手前・工事中写真 ※ A4判印刷、若しくはA4判写真帳</p> <p>完成時写真 ※ アルバム(A4判程度) ○写真帳(検査後14日以内に提出する。)</p> <p>原稿の提出 ※ する(※完成時のみ 全て) ○しない</p> <p>(電子データ形式等は、監督員の指示による。)</p> <p>⑩ 完成時の提出図書 [1.9.1~3]</p> <p>速やかに次の図書を提出する。</p> <p>○竣工図(※完成図 承認図 施工図) 1部</p> <p>○A3表を2折りにして製作</p>				<p>⑪ 別契約の関連工事との調整 関連工事との調整</p> <p>* 別契約の関連工事受注者が足場などを使用する場合は無償とする。</p> <p>* 別契約の関連工事受注者と工事を含めた総合的な打合せを定期的に行い、監督員の調整に協力し、当該工事関係者とともに円滑な施工に努める。</p> <p>⑫ 施工中の安全確保 労働衛生安全法に基づく指名</p> <p>・本工事は、交通安全員として人を見込んでいる。</p> <p>交通事故導導の配慮については、実施伝票(原本)および配置状況のわかる立会い写真の撮影を行い、監督員に提出する。</p> <p>⑬ 騒音・振動の防止 低騒音型・低振動型建設機械を使用し、環境対策に努める。</p> <p>※受注者は、次回に従い、工事実績情報を登録する。</p> <p>登録内容について、あらかじめ監督員の承認を受けたのち、次回の期間内に登録申請を行う。</p> <p>ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉鎖日を除く。</p> <p>⑭ 工事実績情報の登録</p> <p>[1.1.4]</p> <p>※受注者は、次回に従い、工事実績情報を登録する。</p> <p>登録内容について、あらかじめ監督員の承認を受けたのち、次回の期間内に登録申請を行う。</p> <p>ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉鎖日を除く。</p> <p>⑮ 施工数量調査</p> <p>[1.6.2]</p> <p>変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行なう(請負金代のみ変更の場合、登録不要)</p> <p>* 登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。(登録要)</p> <p>調査範囲 外壁(床、屋根)</p> <p>調査方法 テスルハンマーによる打診及び目視</p> <p>外壁調査は、外壁改修フローに応対する外壁のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無について位置及び寸法(幅、長さ、面積)の調査を行う。調査結果により、適切な工法を選定し報告すること。また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督員に提出する。(必要に応じ写真を添付する)</p> <p>⑯ 情報共有システム</p> <p>本工事は、インターネットを利用して、受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、効率化を図る情報共有システムの対象工事である。</p> <p>本工事で利用する情報共有システムは、「広島県工事中情報共有システム」とし、当該サービス提供との契約は受注者が行い、利用料を支払うものとする。</p> <p>運用に当たっては、「福山市外壁工事における情報共有システム利用実施要領(建築工事)及び「情報共有システム利用手引(建築工事)」によるものとする。</p> <p>・発注者指定型 共通仮設費として情報共有システムの利用料を見込んでいる。</p> <p>受注者は、本システムを利用できない特別の理由がある場合は、工事着手までに当該工事を記載した工事打合せ簿を監督員に提出し、その承諾を得ることで本システムを利用しないことができる。</p> <p>⑰ ① 通用基準等</p> <p>・公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版)</p> <p>○建築工事標準詳細図 國土交通省大臣官房官房部監修・改修標準仕様書(令和4年版)</p> <p>○建設工事公害災害防止対策要綱(建築工事編)建設経済局建設業課・住宅局建築指導課監修</p> <p>○建築工事安全施工指針説明会 建設大臣官房官房部監修課監修課長連絡</p> <p>○建築基準法・消防法、その他関係法令</p> <p>② 監理(主任)技術者 受注者は、監理技術者及び主任技術者を建設業法により定め、工事現場内において工事名、工期、写真、所属会社名及び印入りの名札を着用する。</p> <p>③ 電気保安技術者 [1.3.3]</p> <p>・適用する</p> <p>・適用しない</p> <p>④ 技能士 [1.7.2]</p> <p>工事別 通用種別 工事別 通用種別</p> <p>⑤ 施工管理 [1.3.1] [1.1.5]</p> <p>受注者は施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。</p> <p>* 施工体制台帳(建設業法等に従って作成し、写しを提出する。)</p> <p>* 施工体系図(建設業法に基づき、当該現場の見やすい場所に掲示する。)</p> <p>⑥ 建築材料等 建築材料の製造所、製品及び施工業者などは、特記されたもの又は同等のものとする。ただし、同等とする場合は、監督員の承認を受ける。</p> <p>また(社)公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質、性能を有するとの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出する。</p> <p>国等による環境物品等の調達と推進等に関する法律(平成12年法律第100号)、「グリーン購入法」というにより、環境負荷を低減する材料を選定するよう努める。</p> <p>材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放出による健康への影響に配慮する。</p> <p>工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。</p> <p>⑦ 特別な材料の工法 建築標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該工法による。</p> <p>⑧ 発生材の処理 [1.3.12]</p> <p>・引渡しを要するもの</p> <p>・現場において再利用を図るもの</p> <p>* 再資源化を図るもの</p> <p>・アスファルトコンクリート</p> <p>・コンクリート</p> <p>・木材</p> <p>* 上記以外のものはすべて構外に搬出し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設サイクル法」という)、「資源の有効な利用の促進に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という)によるほか、建設資材適正処理推進要綱に従い適正に実施する。</p> <p>○工事中は生徒等施設利用者の安全に努め、仮囲い等の適切な措置を図る。</p> <p>○建物出入り口には、落下防止対策及び安全対策を講じること。</p> <p>○建物の手すりは、手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。</p> <p>⑨ 工事及び完成写真</p> <p>施工計画時 工事完了時</p> <p>搬入 再生資源利用計画書 再生資源利用実施書</p> <p>搬出 再生資源利用促進計画書 再生資源利用促進実施書</p> <p>* 本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税される。なお、本工事では広島県産業廃棄物埋立税相当額を含んでいます。</p> <p>分類 規格 塗 彩 数 提出部数</p> <p>着手前 サービス判程度(カラー) 必要に応じた数 1</p> <p>工事中 サービス判程度(カラー) 必要に応じた数 1</p> <p>完成時 サービス判程度(カラー) 各室 4面 1</p> <p>キャビネット判程度(カラー) 外景 4面 1</p> <p>着手前・工事中写真 ※ A4判印刷、若しくはA4判写真帳</p> <p>完成時写真 ※ アルバム(A4判程度) ○写真帳(検査後14日以内に提出する。)</p> <p>原稿の提出 ※ する(※完成時のみ 全て) ○しない</p> <p>(電子データ形式等は、監督員の指示による。)</p> <p>⑩ 完成時の提出図書 [1.9.1~3]</p> <p>速やかに次の図書を提出する。</p> <p>○竣工図(※完成図 承認図 施工図) 1部</p> <p>○A3表を2折りにして製作</p>				<p>⑪ 別契約の関連工事との調整 関連工事との調整</p> <p>* 別契約の関連工事受注者が足場などを使用する場合は無償とする。</p> <p>* 別契約の関連工事受注者と工事を含めた総合的な打合せを定期的に行い、監督員の調整に協力し、当該工事関係者とともに円滑な施工に努める。</p> <p>⑫ 施工中の安全確保 労働衛生安全法に基づく指名</p> <p>・本工事は、交通安全員として人を見込んでいる。</p> <p>交通事故導導の配慮については、実施伝票(原本)および配置状況のわかる立会い写真の撮影を行い、監督員に提出する。</p> <p>⑬ 騒音・振動の防止 低騒音型・低振動型建設機械を使用し、環境対策に努める。</p> <p>※受注者は、次回に従い、工事実績情報を登録する。</p> <p>登録内容について、あらかじめ監督員の承認を受けたのち、次回の期間内に登録申請を行う。</p> <p>ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉鎖日を除く。</p> <p>⑭ 工事実績情報の登録</p> <p>[1.1.4]</p> <p>※受注者は、次回に従い、工事実績情報を登録する。</p> <p>登録内容について、あらかじめ監督員の承認を受けたのち、次回の期間内に登録申請を行う。</p> <p>ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉鎖日を除く。</p> <p>⑮ 施工数量調査</p> <p>[1.6.2]</p> <p>変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行なう(請負金代のみ変更の場合、登録不要)</p> <p>* 登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。(登録要)</p> <p>調査範囲 外壁(床、屋根)</p> <p>調査方法 テスルハンマーによる打診及び目視</p> <p>外壁調査は、外壁改修フローに応対する外壁のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無について位置及び寸法(幅、長さ、面積)の調査を行う。調査結果により、適切な工法を選定し報告すること。また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督員に提出する。(必要に応じ写真を添付する)</p> <p>⑯ 情報共有システム</p> <p>本工事は、インターネットを利用して、受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、効率化を図る情報共有システムの対象工事である。</p> <p>本工事で利用する情報共有システムは、「広島県工事中情報共有システム」とし、当該サービス提供との契約は受注者が行い、利用料を支払うものとする。</p> <p>運用に当たっては、「福山市外壁工事における情報共有システム利用実施要領(建築工事)及び「情報共有システム利用手引(建築工事)」によるものとする。</p> <p>・発注者指定型 共通仮設費として情報共有システムの利用料を見込んでいる。</p> <p>受注者は、本システムを利用できない特別の理由がある場合は、工事着手までに当該工事を記載した工事打合せ簿を監督員に提出し、その承諾を得ることで本システムを利用しないことができる。</p> <p>⑰ ① 通用基準等</p> <p>・公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版)</p> <p>○建築工事標準詳細図 國土交通省大臣官房官房部監修・改修標準仕様書(令和4年版)</p> <p>○建設工事公害災害防止対策要綱(建築工事編)建設経済局建設業課・住宅局建築指導課監修</p> <p>○建築工事安全施工指針説明会 建設大臣官房官房部監修課監修課長連絡</p> <p>○建築基準法・消防法、その他関係法令</p> <p>② 監理(主任)技術者 受注者は、監理技術者及び主任技術者を建設業法により定め、工事現場内において工事名、工期、写真、所属会社名及び印入りの名札を着用する。</p> <p>③ 電気保安技術者 [1.3.3]</p> <p>・適用する</p> <p>・適用しない</p> <p>④ 技能士 [1.7.2]</p> <p>工事別 通用種別 工事別 通用種別</p> <p>⑤ 施工管理 [1.3.1] [1.1.5]</p> <p>受注者は施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。</p> <p>* 施工体制台帳(建設業法等に従って作成し、写しを提出する。)</p> <p>* 施工体系図(建設業法に基づき、当該現場の見やすい場所に掲示する。)</p> <p>⑥ 建築材料等 建築材料の製造所、製品及び施工業者などは、特記されたもの又は同等のものとする。ただし、同等とする場合は、監督員の承認を受ける。</p> <p>また(社)公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質、性能を有するとの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出する。</p> <p>国等による環境物品等の調達と推進等に関する法律(平成12年法律第100号)、「グリーン購入法」というにより、環境負荷を低減する材料を選定するよう努める。</p> <p>材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放出による健康への影響に配慮する。</p> <p>工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。</p> <p>⑦ 特別な材料の工法 建築標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該工法による。</p> <p>⑧ 発生材の処理 [1.3.12]</p> <p>・引渡しを要するもの</p> <p>・現場において再利用を図るもの</p> <p>* 再資源化を図るもの</p> <p>・アスファルトコンクリート</p> <p>・コンクリート</p> <p>・木材</p> <p>* 上記以外のものはすべて構外に搬出し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(</p>									

章	項目	特記事項	章	特記事項	章	特記事項	章	特記事項	章	特記事項																																					
⑦ 石綿含有建材の除去及び管理	① 事前調査 <1.4.1>	目視及び設計図書等により、あらかじめ事前に次の事項について事前調査を行い、調査結果をとりまとめて監督員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行なう。 (1) 使用部位の確認 (2) 種別、厚さ等の確認 (3) 使用数量の確認 (4) 施工範囲と工事管理区分の確認 ⑤ 石綿含有分析調査 (※ 不要 ○ 必要 (内容は下記による)) ※ 分析方法 JIS A1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による定性分析 ※ 分析必要部屋名等 (※ 図示) 分析必要箇所 (1 箇所)	5 石綿含有保温材等の除去 <6.4.1~6.4.4>	⑥ 健生用のプラスチックシート等の廃棄物は、4~2) ⑤により処理等を行う。 ⑦ 後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃をする。 1) 処理を行う石綿含有保温材等の仕様及び部位 - 下記による ※ 図面による <table border="1"> <thead> <tr> <th>石綿含有保温材等の仕様</th> <th>使用部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> 2) 健生等 ① 石綿含有保温材等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生(負圧不要)を行う。 ② 作業場の隔離 (・ 行う ※ 行わない) 石綿含有保温材等の除去にあたり、接着落し、破砕・切断による方法の場合は、作業場の隔離を行うこと。 3) 作業場の隔離を行う場合は、4~2) を適用する。 除工法 ③ 粉じん飛散抑制剤により湿潤化した後に手洗い 除去物の処理 (※ 密封処理(二重袋梱包)) ④ 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 4~4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。 5) 確認及び後片付け ① 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ② 確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。 ③ 健生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散処理剤を散布する。	石綿含有保温材等の仕様	使用部位	・	・	・	・	・	・	・	・	6 石綿含有成形板等の除去 <6.5.1~6.5.4>	1) 処理を行う石綿含有成形板等の仕様及び部位 - 下記による ※ 図面による <table border="1"> <thead> <tr> <th>石綿含有成形板等の仕様</th> <th>使用部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> 2) 健生等 石綿含有成形板等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて作業場の周辺の養生を行う。 3) 除去工法 ① 原則、手洗い等で行う。やむを得ず切断、破壊等しなければならない場合は、常時湿潤化した状態で作業を行う。ただし、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離養生(負圧不要)を行う。 ② 除去した石綿含有成形板等の積み及び積込みに当たっては、高所より落下しないことの他、粉じんの飛散防止に努める。 ③ 破碎された石綿含有成形板等は、湿潤化のうえ、丈夫なプラスチック袋に入れる等飛散防止の措置を講ずる。 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 ① 除工は原形のままでし、処分先は監督員の指示による。 ② 石綿含有成形板等 * 埋立処分(管理型最終処分場) * 石綿含有セコウボードを除く石綿含有成形板等 * 埋立処分(安定型最終処分場) * 中間処理(溶融施設) なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。 ② 除去した石綿含有成形板等を現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の廃棄物とを分別して保管するものとし、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿等の保管場所であることを表示を行う。 ③ 石綿含有成形板等の運搬に当たっては、運搬車輛の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。 5) 確認及び後片付け ① 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ② 健生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分清掃する。	石綿含有成形板等の仕様	使用部位	・	・	・	・	・	・	・	・	7 石綿含有仕上塗材(下地調整塗材含む)の除去	1) 処理を行う石綿含有仕上塗材(下地調整塗材含む)の仕様及び部位 - 下記による ※ 図面による <table border="1"> <thead> <tr> <th>石綿含有仕上塗材の仕様</th> <th>使用部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </tbody> </table> 2) 健生等 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生(負圧不要)を行う。 3) 除去工法 (施工場所: ※ 図示) ① 石綿含有仕上塗材の除去は、高圧水洗浄法や剥離剤を用いる工法等により、湿潤化した状態で行う。 ② 電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、除去する石綿含有仕上塗材を常時湿潤化した状態で作業を行う。なお、湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具を使用するなど粉じんの飛散を防ぐ。 ③ 除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でこんぶる。 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 ⑥ 4) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。 処分先については、監督員の指示による。 * 埋立処分(管理型最終処分場) * 中間処理(溶融施設又は無害化処理施設) なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。 5) 確認及び後片付け ① 関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。 ② 健生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分清掃する。	石綿含有仕上塗材の仕様	使用部位	・	・	・	・	・	・	・	・									
石綿含有保温材等の仕様	使用部位																																														
・	・																																														
・	・																																														
・	・																																														
・	・																																														
石綿含有成形板等の仕様	使用部位																																														
・	・																																														
・	・																																														
・	・																																														
・	・																																														
石綿含有仕上塗材の仕様	使用部位																																														
・	・																																														
・	・																																														
・	・																																														
・	・																																														

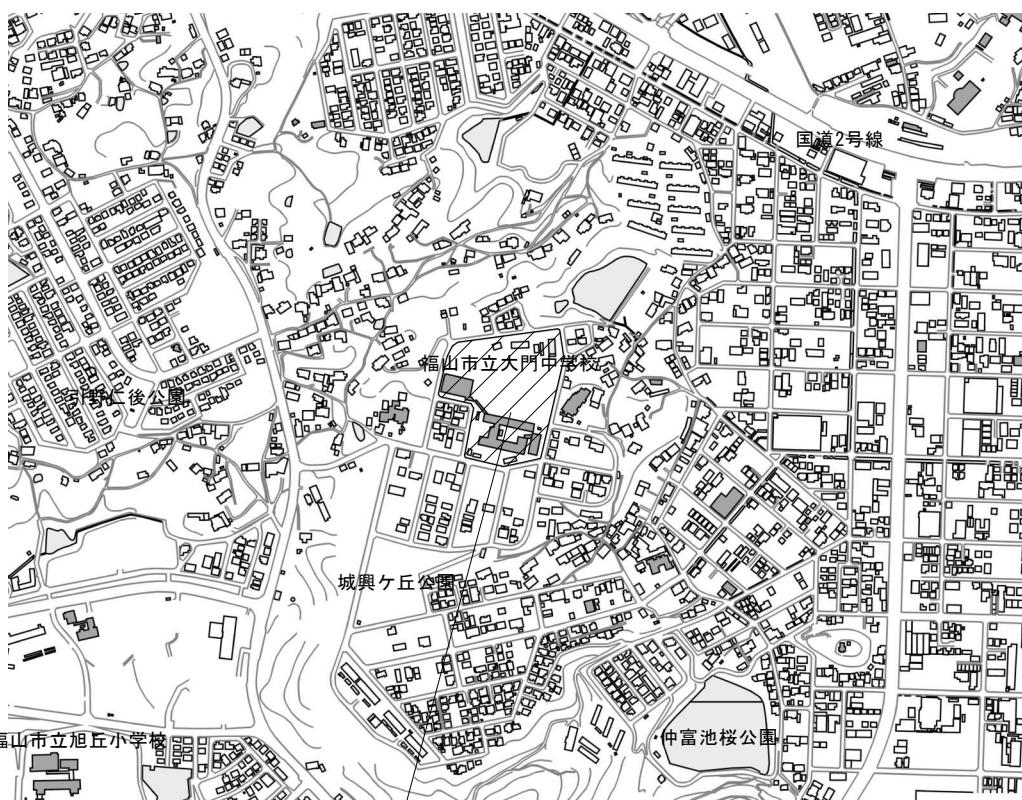


名 称		A 表面劣化部処理		B ひび割れ部処理		C 鋼鉄筋部処理		D 浮き部処理					
記号・仕様	A-1 打放し面表面劣化部処理【サンダー工法】	A-2 モルタル面表面劣化部処理【サンダー工法】	B-1 打放し面樹脂注入工法【標仕4. 2. 5】 ひび割れ幅 0. 2~1. 0mm	B-2 打放し面Uカットシール材充てん工法【標仕4. 2. 6】 ひび割れ幅 1. 0mm超	B-3 打放し面Uカットシール材充てん工法【標仕4. 2. 6】 ひび割れ幅 0. 2~1. 0mm	B-4 モルタル面樹脂注入工法【標仕4. 3. 6】 ひび割れ幅 0. 2~1. 0mm	B-5 モルタル面全体部樹脂注入工法【標仕4. 3. 6】 ひび割れ幅 0. 2~1. 0mm						
改修前	改修後												
工 程		①既存上げ材及び脆弱層サンダーケレン（・全面 *部分） ②水洗い（15Mpa程度） ③セメント系下地調整材コテ塗り（1. 5mm±0. 5mm）	①既存上げ材及び脆弱層サンダーケレン（・全面 *部分） ②水洗い（15Mpa程度） ③セメント系下地調整材コテ塗り（1. 5mm±0. 5mm）	①サンダーケレン ②ひび割れ部シール ③エボキシ樹脂注入 ④セメント系下地調整材コテ塗り（1. 5mm±0. 5mm）	①ひび割れ部Uカット ②水洗い（15Mpa程度） ③可とう性エボキシ樹脂充てん後の砂 ④セメント系下地調整材コテ塗り（1. 5mm±0. 5mm） ⑤セメント系下地調整材コテ塗り（1. 5mm±0. 5mm）	①ひび割れ部Uカット ②水洗い（15Mpa程度） ③可とう性エボキシ樹脂充てん後の砂 ④セメント系下地調整材コテ塗り（1. 5mm±0. 5mm） ⑤セメント系下地調整材コテ塗り（1. 5mm±0. 5mm）	①サンダーケレン ②ひび割れ部シール ③エボキシ樹脂注入 ④セメント系下地調整材コテ塗り（1. 5mm±0. 5mm） ⑤埋戻し ⑥セメント系下地調整材コテ塗り（1. 5mm±0. 5mm）	①ひび割れ周囲モルタルカッター切り ②モルタル除去 ③ひび割れ部シール ④エボキシ樹脂注入 ⑤埋戻し ⑥セメント系下地調整材コテ塗り（1. 5mm±0. 5mm）					
		設計数量: 0.0 m ²	設計数量: 29.6 m ²	設計数量: ひび割れ幅 0. 2~0. 5mm (0.0)m ひび割れ幅 0. 5~1. 0mm (0.0)m ()内は挙動ひび割れ数量を示す	設計数量: 0.0 m	設計数量: 0.0 m	設計数量: ひび割れ幅 0. 2~0. 5mm (0.0)m ひび割れ幅 0. 5~1. 0mm (0.0)m ()内は挙動ひび割れ数量を示す	設計数量: 0.0 m					
名 称	B ひび割れ部処理		C 鋼鉄筋部処理		D 浮き部処理								
記号・仕様	B-6 モルタル面Uカットシール材充てん工法 ひび割れ幅 1. 0mm超	B-7 モルタル面Uカットエボキシ樹脂充てん工法 ひび割れ幅 0. 2~1. 0mm	C-1 打放し面鋼鉄筋部処理	C-2 モルタル面鋼鉄筋部処理	D-1 モルタル面はつり	D-2 モルタル面アンカーピン固定部	D-3 モルタル面アンカーピンニング全面エボキシ樹脂注入工法 【標仕4. 3. 12】 【標仕4. 4. 10】	D-3' モルタル面アンカーピンニング全面エボキシ樹脂注入工法 【標仕4. 3. 12】 【標仕4. 4. 10】					
改修前	改修後												
工 程		①ひび割れ部リカット ②水洗い（15Mpa程度） ③シーリング材打設 ④Uカット部埋戻し（ポリマーセメントモルタル） ⑤セメント系下地調整材コテ塗り（1. 5mm±0. 5mm）	①ひび割れ部リカット ②水洗い（15Mpa程度） ③シーリング材打設 ④可とう性エボキシ樹脂充てん後の砂 ⑤セメント系下地調整材コテ塗り（1. 5mm±0. 5mm）	①鋼鉄筋周辺のはつり ②接着剤 ③水洗い（15Mpa程度） ④防錆処理 ⑤はつり部埋戻し整形 ⑥セメント系下地調整材コテ塗り（1. 5mm±0. 5mm）	①カッター緑切り（C-3） ②浮き部はつり ③水洗い（15Mpa程度） ④防錆処理 ⑤はつり部埋戻し整形 ⑥セメント系下地調整材コテ塗り（1. 5mm±0. 5mm）	①カッター緑切り（C-3） ②浮き部はつり ③水洗い（15Mpa程度） ④防錆処理 ⑤はつり部埋戻し整形 ⑥セメント系下地調整材コテ塗り（1. 5mm±0. 5mm）	※A-2工法を行う場合は、②、⑤の工程はA-1工法に含む。	※A-1工法を行う場合は、①、④の工程はA-1工法に含む。	※A-1工法を行う場合は、②、⑤の工程はA-1工法に含む。	※A-2工法を行う場合は、①、④の工程はA-2工法に含む。	※A-1工法を行う場合は、②、⑤の工程はA-1工法に含む。	※A-2工法を行う場合は、①、④の工程はA-2工法に含む。	※A-2工法を行う場合は、②、⑤の工程はA-2工法に含む。
		設計数量: 0.0 m ²	設計数量: 0.0 m ²	設計数量: 0.0 m	設計数量: 0.0 m	設計数量: 32.6m	設計数量: 2.1 m ²	設計数量: 0.0 m ²	設計数量: 0.0 m ²	設計数量: 0.0 m ²	設計数量: 0.0 m ²	設計数量: 0.0 m ²	
名 称	D 浮き部処理		D-2 モルタル面アンカーピンニング部分エボキシ樹脂注入工法 【標仕4. 3. 11】 【標仕4. 4. 9】		D-3 モルタル面アンカーピンニング全面エボキシ樹脂注入工法 【標仕4. 3. 12】 【標仕4. 4. 10】		D-3' モルタル面アンカーピンニング全面エボキシ樹脂注入工法 【標仕4. 3. 12】 【標仕4. 4. 10】						
改修前	改修後												
工 程		①穿孔 一般部 16ヶ所 指定部 25ヶ所 ②孔内エアー清掃 一般部 16ヶ所 指定部 25ヶ所 ③エボキシ樹脂注入 一般部 16ヶ所 指定部 25ヶ所 ④ステンレスピン挿入 一般部 16ヶ所 指定部 25ヶ所 ※A-2工法を行う場合は、⑥、⑦、⑧の工程はA-2工法に含む。 ※D-2'工法を行う場合は、⑥、⑦、⑧の工程は含まれない。	⑤穿孔跡埋戻し【エボキシバ】 一般部 16ヶ所 指定部 25ヶ所 ⑥サンダーケレン ⑦水洗い（15Mpa程度） ⑧セメント系下地調整材コテ塗り（1. 5mm±0. 5mm）	①一般部分標準グリッド（250×250） (指定部以外の部分) ②指定部分標準グリッド（200×200） (見上げ面、ひさしのはな、まくさ隅角部分等) ● アンカーピン固定部	①一般部分標準グリッド（250×250） (指定部以外の部分) ②孔内エアー清掃 ③エボキシ樹脂注入 ④マルピピン挿入 ⑤穿孔跡埋戻し【エボキシバ】 ⑥サンダーケレン ⑦水洗い（15Mpa程度） ⑧セメント系下地調整材コテ塗り（1. 5mm±0. 5mm）	①一般部分標準グリッド（200×200） (指定部以外の部分) ②孔内エアー清掃 ③エボキシ樹脂注入 ④マルピピン挿入 ⑤穿孔跡埋戻し【エボキシバ】 ⑥サンダーケレン ⑦水洗い（15Mpa程度） ⑧セメント系下地調整材コテ塗り（1. 5mm±0. 5mm）	※D-2'工法を行う場合は、⑩、⑪、⑫の工程はA-2工法に含まない。	※A-2工法を行う場合は、⑩、⑪、⑫の工程はA-2工法に含まない。	設計数量: ①一般部分: 0.0 m ² ②指定部分: 0.0 m ² ③狭幅部: 0.0 m	設計数量: ①一般部分: 0.0 m ² ②指定部分: 0.0 m ² ③狭幅部: 0.0 m	設計数量: ①一般部分: 0.0 m ² ②指定部分: 0.0 m ² ③狭幅部: 0.0 m	設計数量: ①一般部分: 0.0 m ² ②指定部分: 0.0 m ² ③狭幅部: 0.0 m	設計数量: ①一般部分: 0.0 m ² ②指定部分: 0.0 m ² ③狭幅部: 0.0 m
名 称	D 浮き部処理		D-4 モルタル面アンカーピンニング全面ポリマー・セメントストライヤー注入工法 【標仕4. 3. 13】 【標仕4. 4. 11】		D-5 モルタル面注入付アンカーピンニング部分エボキシ樹脂注入工法 【標仕4. 3. 14】 【標仕4. 4. 12】		D-5' モルタル面注入付アンカーピンニング部分エボキシ樹脂注入工法 【標仕4. 3. 14】 【標仕4. 4. 12】						
改修前	改修後												
工 程		①ピン固定部穿孔 一般部 13ヶ所 指定部 20ヶ所 ②孔内エアー清掃 一般部 13ヶ所 指定部 20ヶ所 ③エボキシ樹脂注入 一般部 13ヶ所 指定部 20ヶ所 ④マルピピン挿入 一般部 13ヶ所 指定部 20ヶ所 ⑤穿孔跡埋戻し【エボキシバ】 一般部 13ヶ所 指定部 20ヶ所 ※D-4'工法を行う場合は、⑩、⑪、⑫の工程は含まれない。	⑥注入孔穿孔 一般部 12ヶ所 指定部 20ヶ所 ⑦孔内エアー清掃 一般部 12ヶ所 指定部 20ヶ所 ⑧エボキシ樹脂注入 一般部 13ヶ所 指定部 20ヶ所 ⑨穿孔跡埋戻し【エボキシバ】 一般部 13ヶ所 指定部 20ヶ所 ⑩サンダーケレン ⑪水洗い（15Mpa程度） ⑫セメント系下地調整材コテ塗り（1. 5mm±0. 5mm）	①一般部分標準グリッド（200×200） (指定部以外の部分) ②指定部分標準グリッド（110×110） (見上げ面、ひさしのはな、まくさ隅角部分等) ● アンカーピン固定部 ● 注入口	①一般部分標準グリッド（200×200） (指定部以外の部分) ②孔内エアー清掃 ③エボキシ樹脂注入 ④マルピピン挿入 ⑤穿孔跡埋戻し【エボキシバ】 ⑥サンダーケレン ⑦水洗い（15Mpa程度） ⑧セメント系下地調整材コテ塗り（1. 5mm±0. 5mm）	①一般部分標準グリッド（200×200） (指定部以外の部分) ②孔内エアー清掃 ③エボキシ樹脂注入 ④マルピピン挿入 ⑤穿孔跡埋戻し【エボキシバ】 ⑥サンダーケレン ⑦水洗い（15Mpa程度） ⑧セメント系下地調整材コテ塗り（1. 5mm±0. 5mm）	※A-2工法を行う場合は、⑥、⑦、⑧の工程はA-2工法に含む。 ※D-5'工法を行う場合は、⑥、⑦、⑧の工程は含まれない。	設計数量: ①一般部分: 0.0 m ² ②指定部分: 0.0 m ² 					



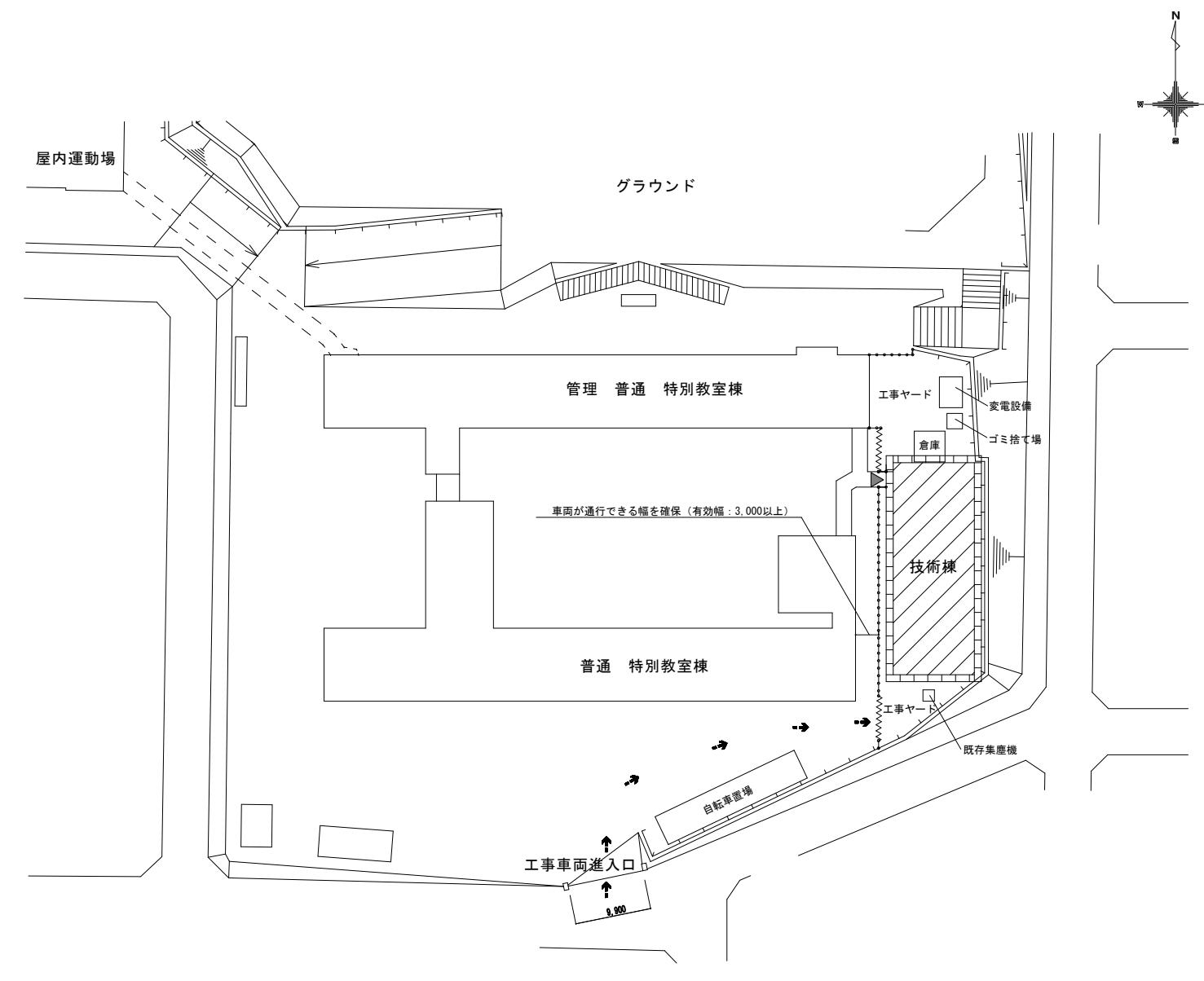
仮設工事特記仕様書

- ① 工事車両出入り口・機器・資材搬入口は南出入口（正門）とする。
- ② 工事車両出入口：キャスターゲート程度とし、通行時の開放する。
- ③ 施工者が必要と判断した場合には出入り口前に鉄板・合板パネル等を敷いて養生する。
- ④ 改修建物の周囲にある雨水排水施設を壊さないように注意する。
(既設建物を傷めた場合には復旧する。)
- ⑤ 生徒の移動が集中する時間帯（登下校時等）は重機、資材の搬入を避ける。
- ⑥ 車両通行部は地均し復旧を行う。
- ⑦ 配置図に記載された仮設等については、発注者の考え方を示したものであって、実際の施工に於いては事前に詳細な調査・検討を行い、より安全な施工に努める。
- ⑧ 仮設計画をたてる前に、学校関係者及び監督員と十分協議する。
- ⑨ 仮設計画は監督員の承諾を得る。
- ⑩ 仮設足場（先行足場、階段共）には、養生シートを張り埃等の飛散を防ぐこと。
- ⑪ 生徒及び第三者が、工事エリアに入れないように、仮設足場1段目には金網等を設置し、施錠付きの出入り口を設けること。
- ⑫ 昇降所等の建物出入り口には、落下防止対策を講ずること。
- ⑬ 足場解体後は、現状復旧すること。
- ⑭ エアコンは、使用できるように室外機を養生すること。
- ⑮ 外部の水洗い時及び塗料等の臭気を伴う作業の際は、開口部を十分に目張りすること。



工事場所：
福山市城興ヶ丘8番1号

付近見取図 No. Scale



(参考)仮設工事凡例

記号	内容
▨	改修建物
○—○	仮囲い：成形鋼板 H=2000
△△△	キャスターゲート W=6000 H=1800
←—→	工事車両進入路
□	仮設足場
▲	生徒出入口(足場部出入口養生)

※現場事務所等は、学校と協議の上決定する。

A1 : 100%
A2 : 50%

備考欄

備考欄

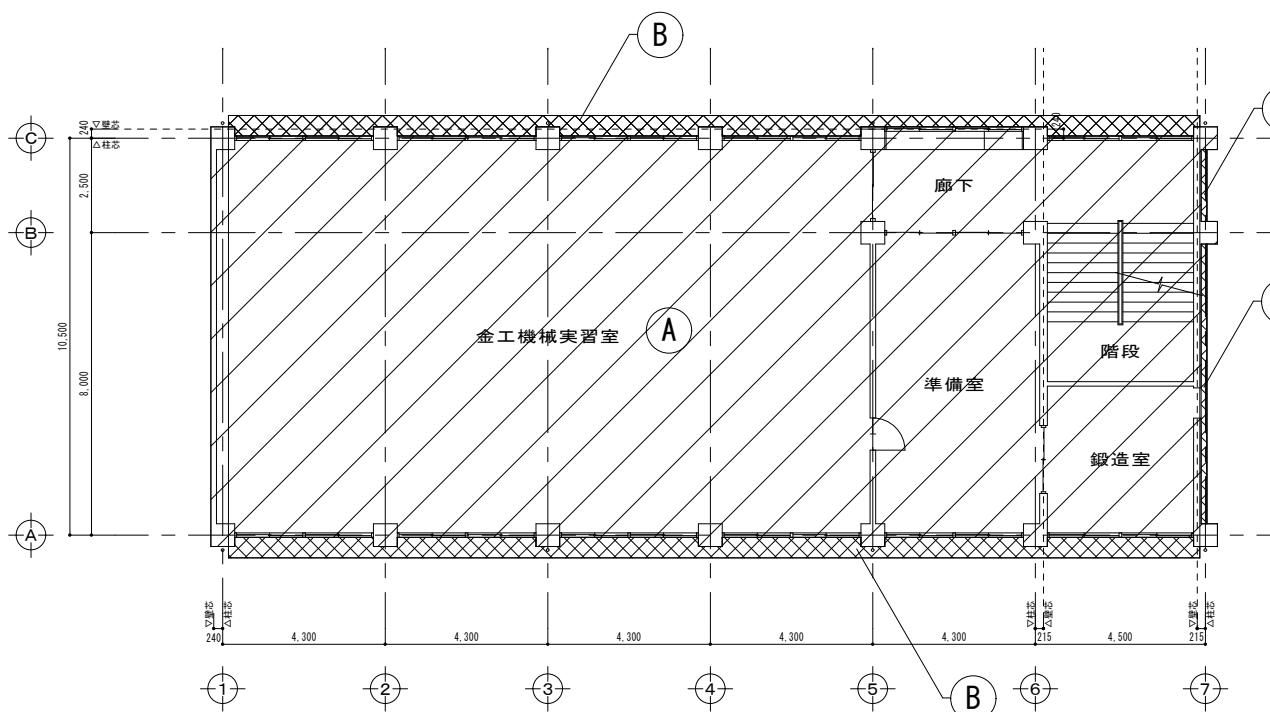
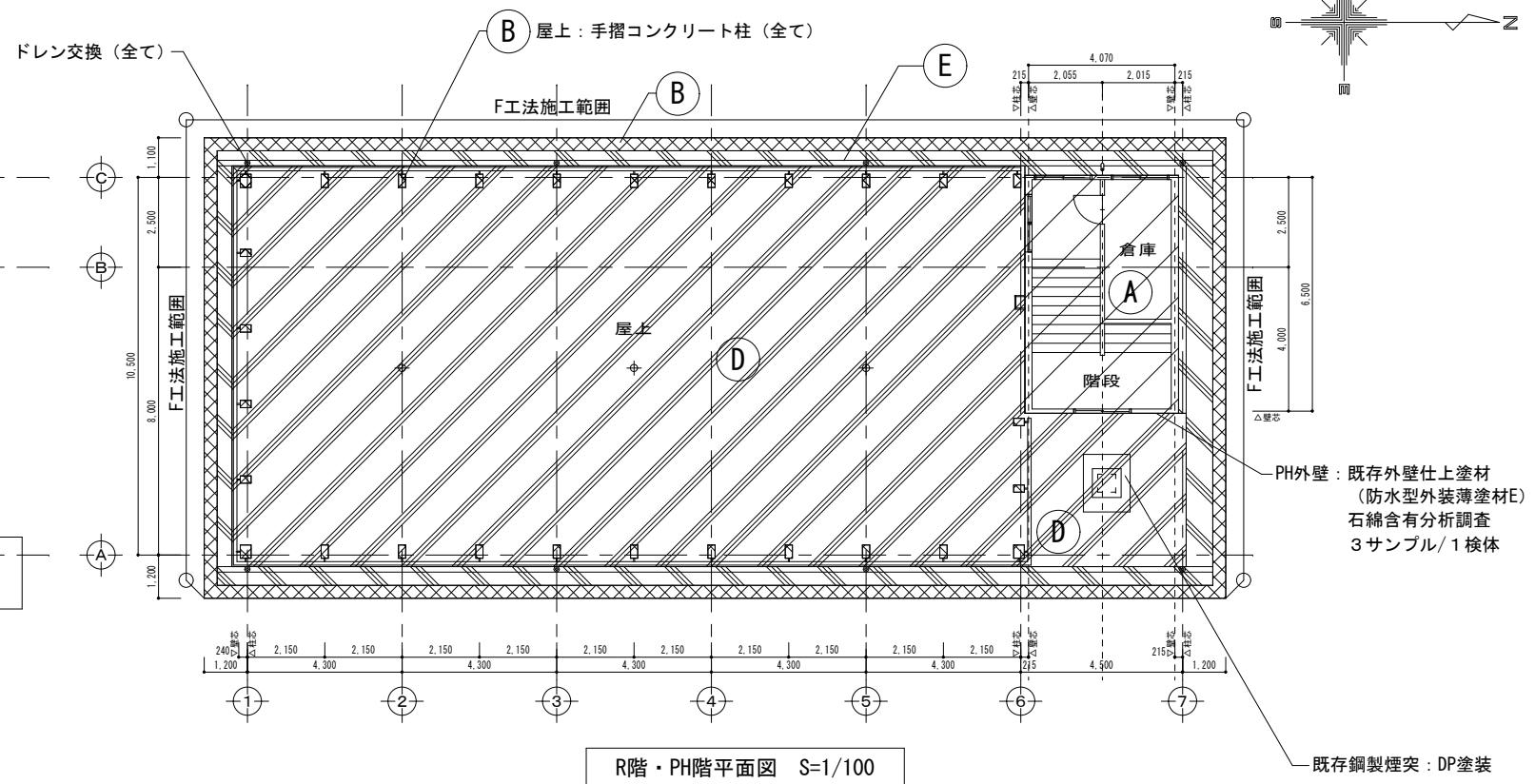
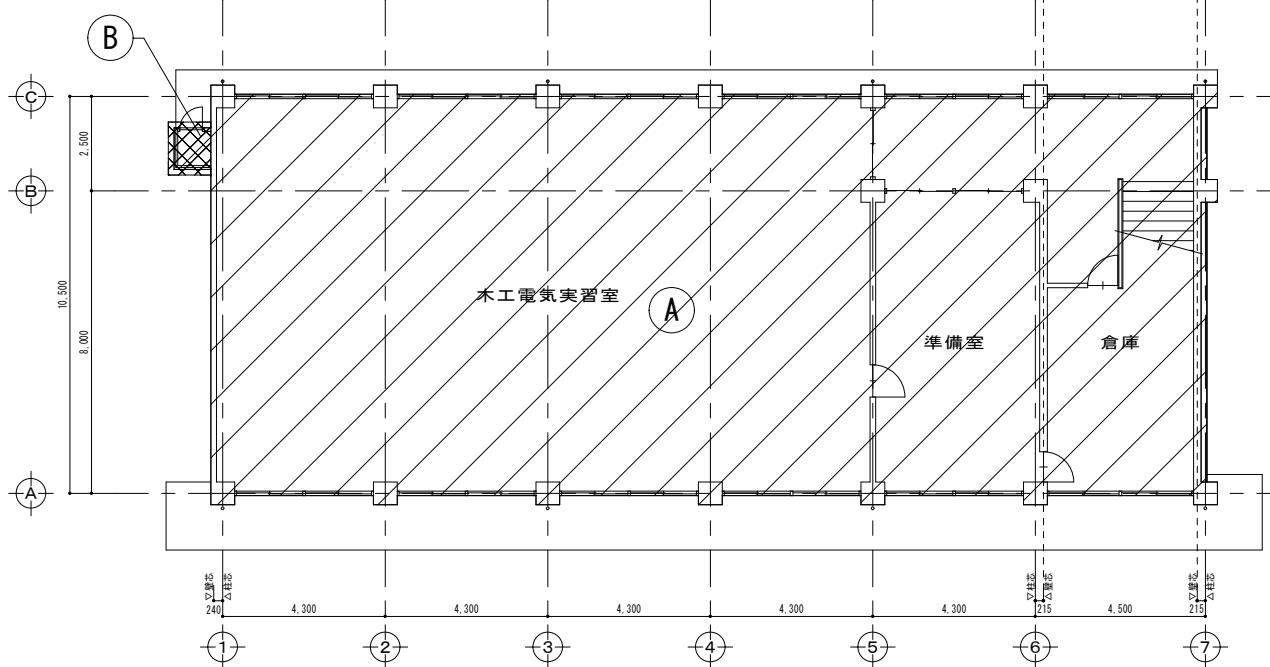


備考欄

福山市建設局建築部営繕課
2025年 4月

工事名
福山市立大門中学校技術棟校舎外壁改修工事
図面名
仮設工事特記仕様書・付近見取図・配置図

図面No
6 / 9
縮尺
S=1/400



工事符号及び工事内容	
施工範囲	記号
外壁部	(A)
太床小床 パラペット	(B)
耐震壁	(C)
屋上	(D)
屋上 (立上り・清部)	(E)
脱気筒	

改修内容

- 外壁劣化改修の上、複層塗材E吹付(軒裏等外装薄塗材E吹付)(庇部、バルコニー部含む)
- 外部建具、変形シリコン系シーリング(MS-2)打替
- 堅鍵撤去(金具のみ)の上、堅鍵取付カラーVP75φ(SUS金具共)
- 電気ボックス DP塗装

既存:

- 防水モルタルコテ押え
- 改修内容: 水洗い、クラック処理、下地調整(目地埋め含む)の上 ウレタンゴム系塗膜防水(X-2工法)

既存:

- 耐震CON壁 外装薄塗材E吹付
- 改修内容: 耐震CON壁 下地調整の上、複層塗材E吹付(トップ2回塗り)
- 耐震鉄部 平棟頭整の上、DP塗装(トップ2回塗り)

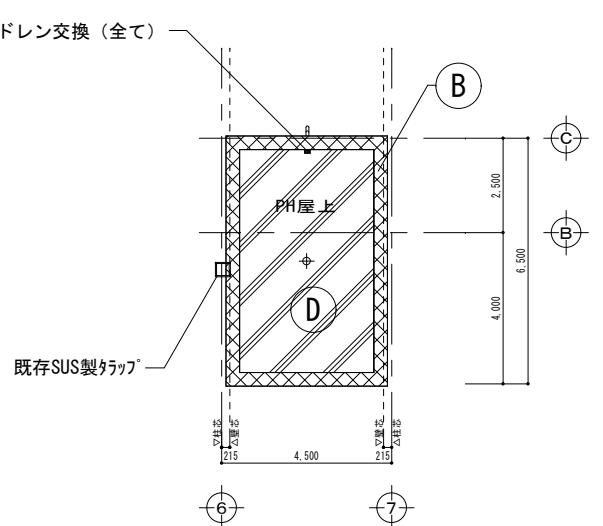
既存:

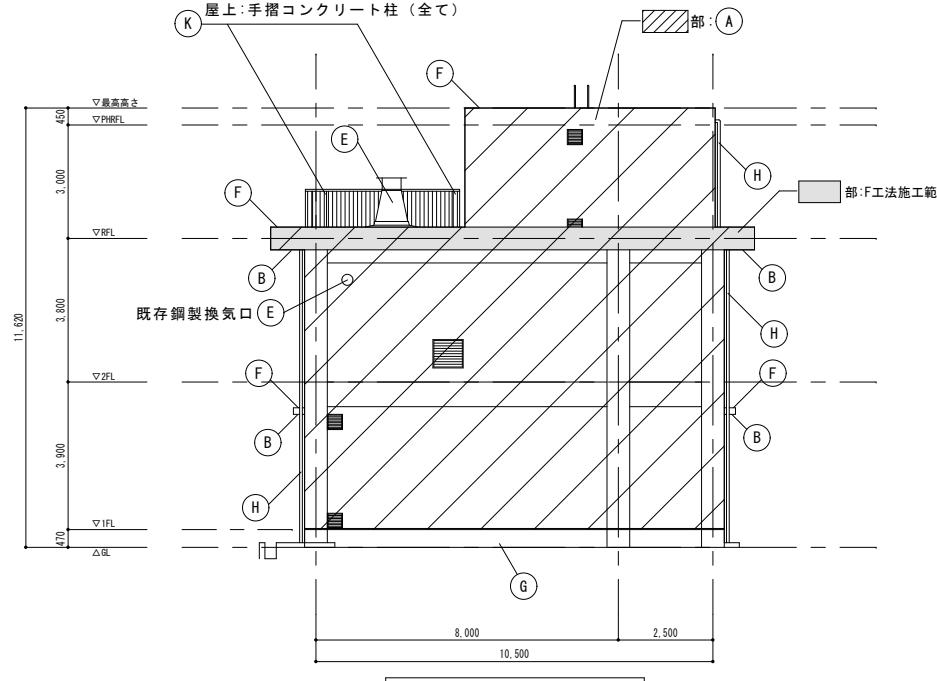
- シート防水
- 改修内容: 水洗い、合成高分子ルーフィングシート張り
- (塩化ビニル樹脂系t=1.5 S-M2機械的固定工法)

既存:

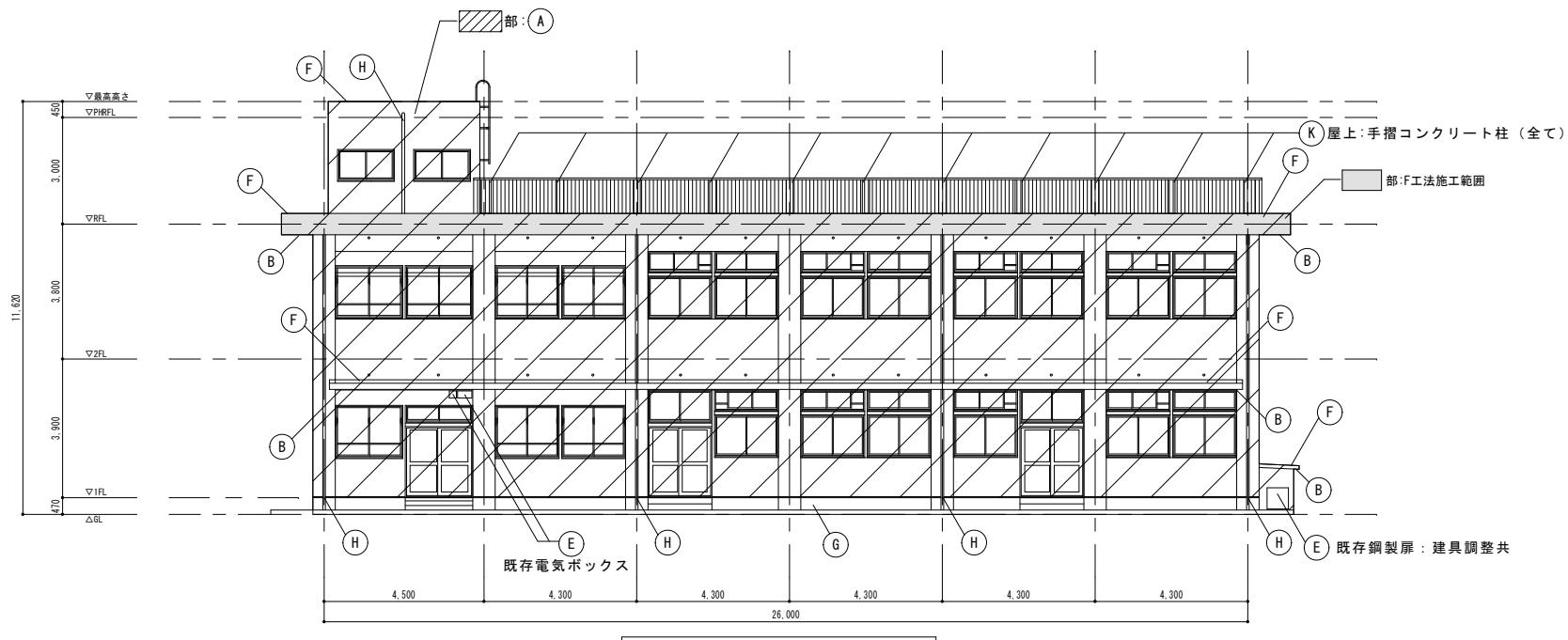
- シート防水
- 改修内容: 水洗い、合成高分子ルーフィングシート張り
- (塩化ビニル樹脂系t=2.0 S-F2接着工法)
- 端部防水押え: 木部アルミアングル45×65取付(シーリング仕舞)
- 端部防水押え: 立上り部アルミ押え10×30取付(シーリング仕舞)
- (既存シート防水部分は撤去)

箇所: SUS脱気筒取付

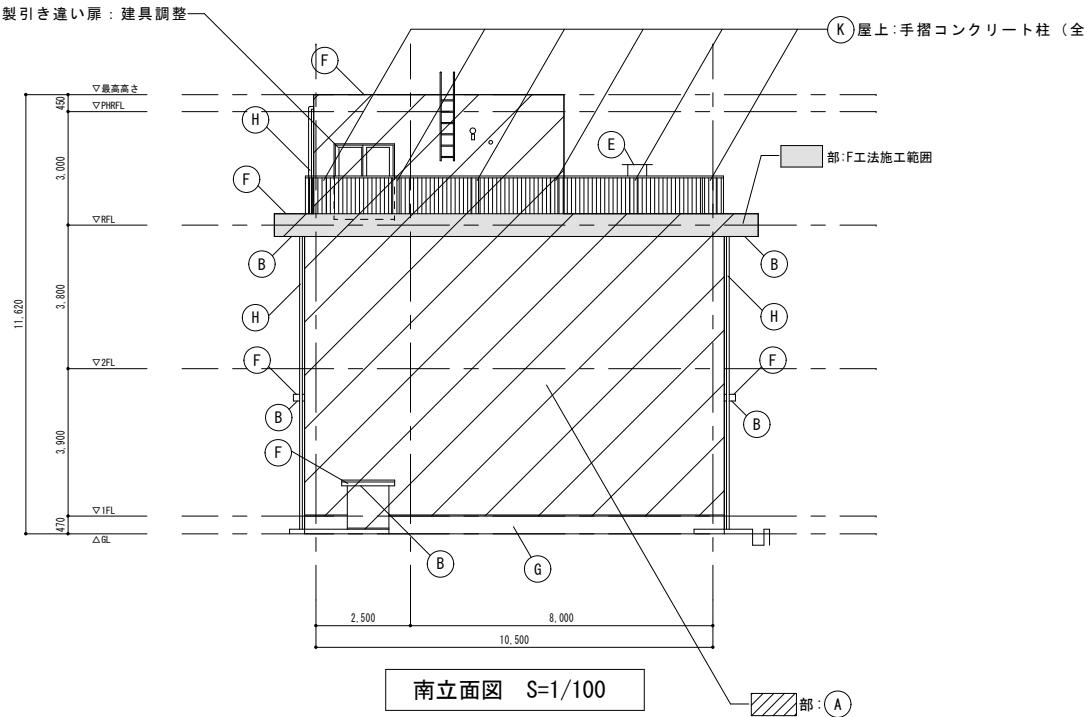




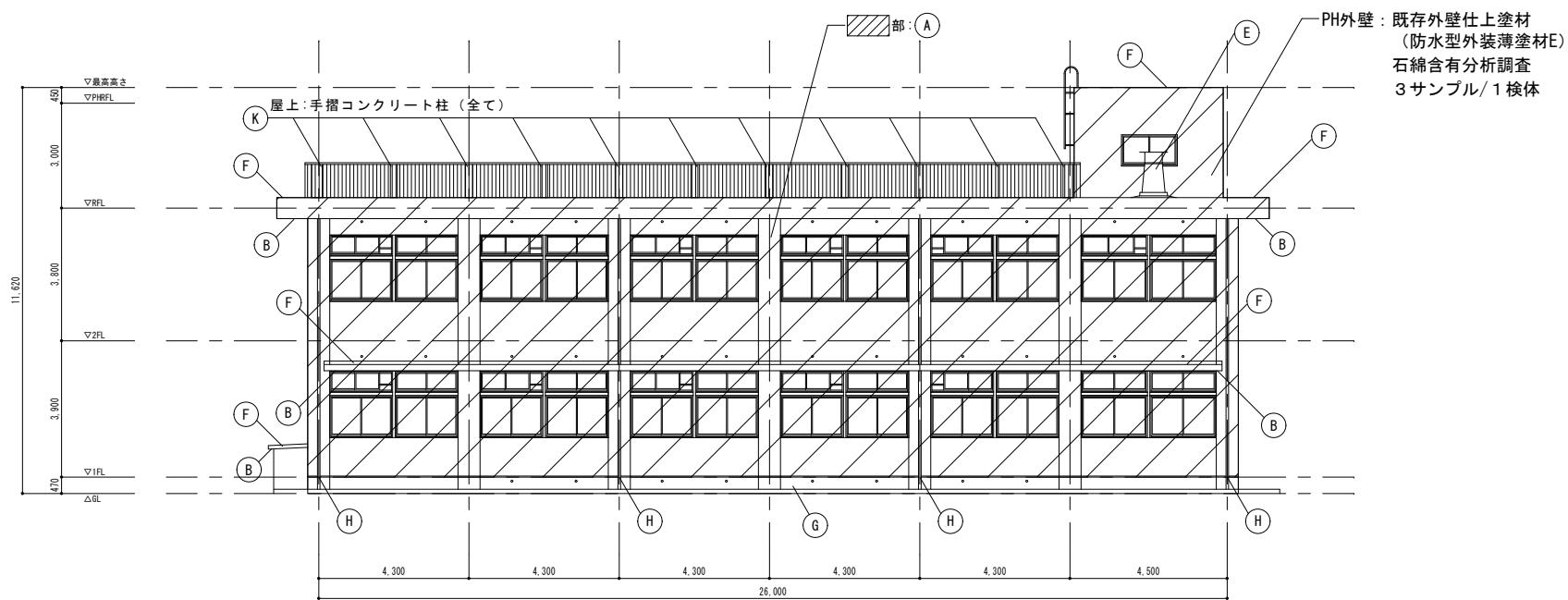
北立面図 S=1/100



西立面図 S=1/100



南立面図 S=1/100



東立面図 S=1/100

符号	仕上げ	符号	仕上げ
(A)	既存 外壁:モルタル刷毛引き アクリルリシン吹付	(F)	既存 防水まわし塗り
改修	水洗い、劣化改修、下地調整の上、複層塗材Eローラー塗り	改修	水洗い、下地調整の上、ウレタンゴム系塗膜防水(X-2)
(B)	既存 軒裏:コンクリート打放し アクリルリシン吹付	(G)	既存 木工:モルタル金コテ押え
改修	水洗い、劣化改修、下地調整の上、外装薄塗材E吹付	改修	既存のまま
(C)	既存 耐震CON壁:外装薄塗材E吹付	(H)	既存 硬縫:VPφ75
改修	耐震鉄部:鉄塗装 耐震CON壁:下地調整の上、複層塗材E吹付(トップ2回塗り)	改修	撤去の上 カラー-VPφ75取付(SUS留み金物共)
(D)	既存 外壁:石綿含有部 アクリルリシン吹付	(I)	既存 シート防水(溝部)
改修	外壁:水洗い、劣化改修、下地調整(O-2)の上、複層塗材Eローラー塗り 軒裏:水洗い、劣化改修、下地調整(O-2)の上、外装薄塗材E吹付	改修	撤去、下地調整の上 シート防水(S-F)
(E)	既存 鉄部:塗装仕上げ	(J)	既存 シート防水(平場)
改修	下地調整の上、耐候性塗料(DP)塗り	改修	清掃、損傷・はくり・浮き部補修の上、シート防水(S-M2)
(K)	手摺 CON柱 (28箇所)	K	既存 防水型外装薄塗材E仕上、シート防水(S-F 密着工法)
		改修	既存仕上撤去(RA種)・既存シート防水撤去、 下地調整(目地埋め合む)の上、ルクリ塗膜防水(X-2工法)

共通事項

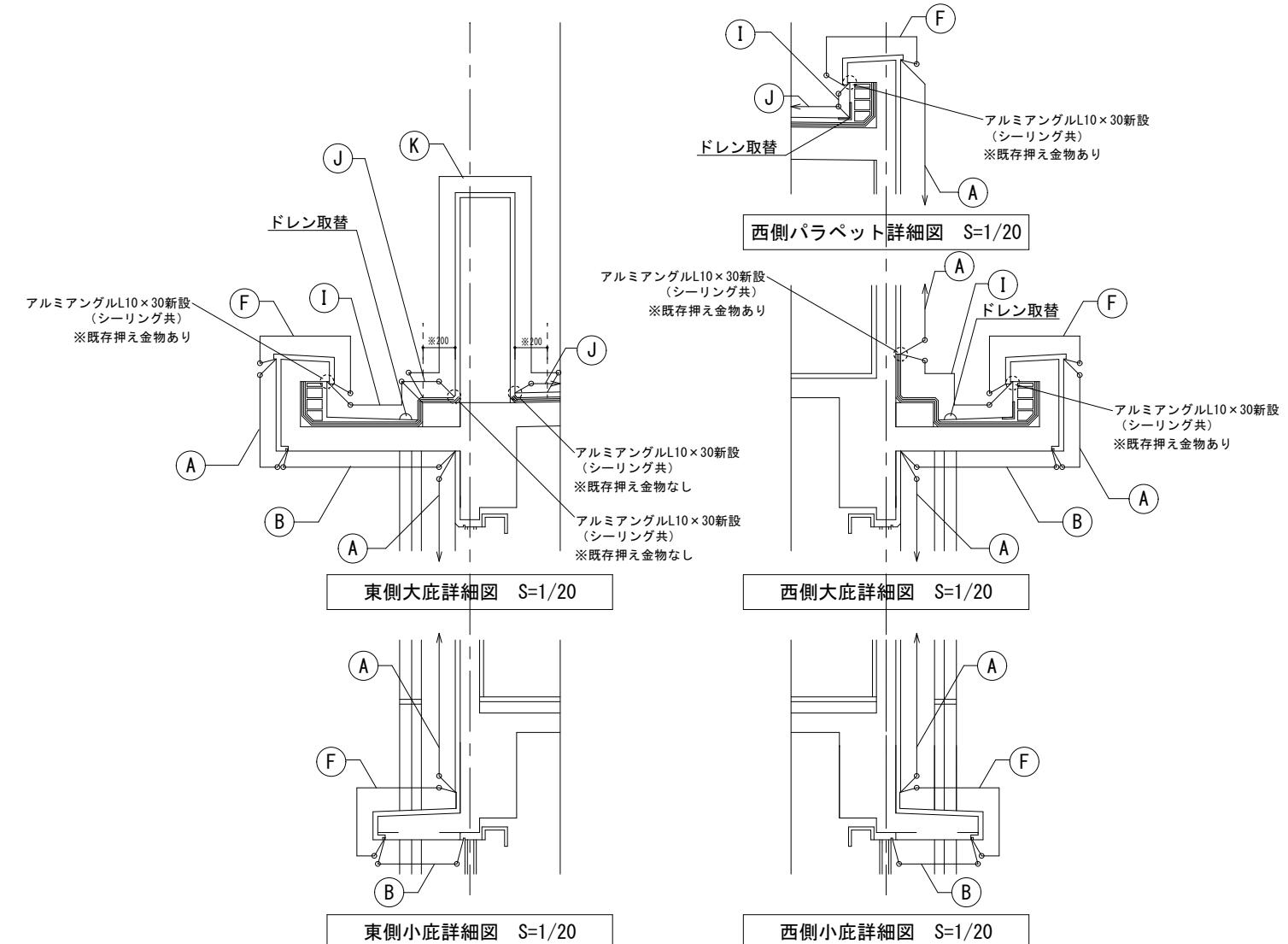
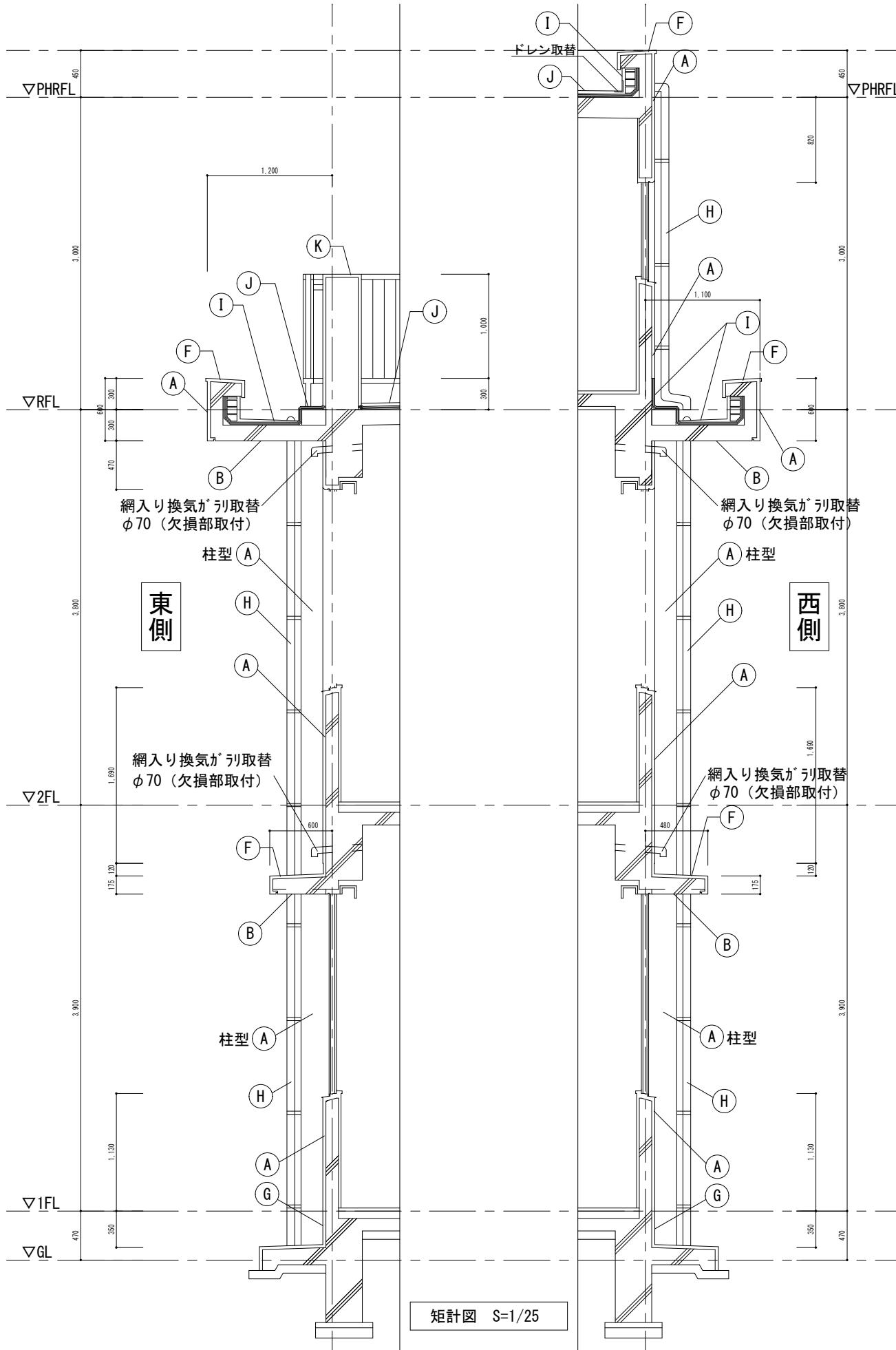
外装薄塗材E:水洗い(15MPa程度)、劣化部改修・下地調整(C-1)

複層塗材Eローラー塗り:水洗い(15MPa程度)、劣化部改修・下地調整(C-1)

外部建具:变成シリコーン系シーリング(MS-2)代替

電気ボックス・銅製建具・その他監督員が指示する物:DP塗装

*シート防水との取り合いは、補強K口を入れ200mm程度重ねる
石綿含有分析調査:3サンプル/1検体 *サンプル採取箇所は別途監督員により指示



符号	仕上げ	符号	仕上げ
(A)	既存 外壁:モルタル刷毛引き アクリルリシン吹付	(F)	既存 防水モルタル塗り
改修	水洗い、劣化改修、下地調整の上 複層塗材Eローラー塗り	改修	水洗い、下地調整の上 ウレタンゴム系塗膜防水(X-2)
(B)	既存 軒裏:コンクリート打放し アクリルリシン吹付	(G)	既存 巾木:モルタル金コテ押え
改修	水洗い、劣化改修、下地調整の上 外装薄塗材E吹付	改修	既存のまま
(C)	既存 耐震CON壁:外装薄塗材E吹付	(H)	既存 竪樋:VP φ75
改修	耐震CON壁:下地調整の上、複層塗材E塗り(トップ2回塗り) 耐震鉄部:下地調整の上、DP塗装(トップ2回塗り)	改修	撤去の上 カラーVP φ75取付(SUS留み金物共)
(D)	既存 外壁石縫合有部 アクリルリシン吹付	(I)	既存 シート防水(溝部)
改修	外壁:水洗い、劣化改修、下地調整(C-2)の上、複層塗材Eローラー塗り 軒裏:水洗い、劣化改修、下地調整(C-2)の上、外装薄塗材E吹付	改修	撤去、下地調整の上 シート防水(S-F2)
(E)	既存 鉄部:塗装仕上げ	(J)	既存 シート防水(平場)
改修	下地調整の上、耐候性塗料(DP)塗り	改修	清掃、損傷・はくり・浮き部補修の上、シート防水(S-M2)
(K)	既存 防水型外装薄塗材E仕上、シート防水(S-F2 密着工法)	既存	既存仕上撤去(RA種)・既存シート防水撤去、
手摺 CON柱 (28箇所)	改修		下地調整(目地埋め含む)の上、ウレタン塗膜防水(X-2工法)
			※シート防水との取り合いは、補強凹口を入れ200mm程度重ねる



参考数量書

§ 工事名称 福山市立大門中学校技術棟校舎外壁改修工事

§ 工事場所 福山市城興ヶ丘 8 番 1 号

特記事項

- この数量書は、福山市建設工事請負契約約款 1 条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。
- 数量の算出は次の基準によっています。

※ 「建築数量積算基準・同解説」 (建築工事積算研究会制定)

設 計 書

工事名称 福山市立大門中学校技術棟校舎外壁改修工事

工事場所 福山市城興ヶ丘 8 番 1 号

防水改修、外壁改修、塗装改修

対象建物 技術棟校舎
鉄筋コンクリート造 2階建
延べ面積 574 m²

名 称	数 量	単位	金 領	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

直 接 工 事 費 種目別内訳

3

直 接 工 事 費 科目別内訳

4

直 接 工 事 費 中科目別内訳

5

直接工事費 細目別内訳

6

技術棟校舎		仮設工事	直接仮設			
名 称	摘 要	数 量	単 位	单 価	金 頓	備 考
養生(外壁改修)		223	m ²			
開口養生	割り増し	166	m ²			
整理清掃後片付け (外壁改修)		223	m ²			
養生 (屋上防水改修)	露出防水・簡易防水(塗膜・シート)	434	m ²			
整理清掃後片付け (屋上防水改修)	露出防水・簡易防水(塗膜・シート)	434	m ²			
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	W600 掛払い手間,運搬費,維持管理費共 10m未満 120日	111	m ²			
くさび緊結式足場 (手すり先行方式)	W900 掛払い手間,運搬費,維持管理費共 10m未満 120日	737	m ²			
くさび緊結式足場	120日 底部 ブラケット 掛け手間 , 運搬費 , 維持管理費共	163	m			
くさび緊結式足場	120日 屋上底部 ブラケット 掛け手間 , 運搬費 , 維持管理費共	56.4	m			
安全手すり (手すり先行方式)	くさび緊結式足場用 掛け手間 , 運搬費 , 維持管理費共 120日	103	m			
養生シート張り	防炎 類 掛け手間 , 運搬費 , 維持管理費共 120日	737	m ²			
金網式養生枠	掛け手間 , 運搬費 , 維持管理費共 120日	157	m ²			
出入口安全対策	コンバネ貼り養生(3方) W3600×H3600程度	1	か所			
計						

直 接 工 事 費 細目別内訳

7

直 接 工 事 費 細目別内訳

8

直接工事費 細目別内訳

9

技術棟校舎		外壁改修工事		防水改修工事		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
水洗浄	防水改修 水洗い 加圧力15MPa程度(150~200kg/cm ²)	519	m ²			
改修用U-ドレン (ト-△型)	75 縦型 材工共	8	か所			
改修用U-ドレン	75 横型 材工共	1	か所			
ケン・清掃	防水面 ケン・清掃	202	m ²			
下地調整 改修仕様 (塗膜防水)	下地処理・クラック処理	150	m ²			
既存塗膜除去	コンクリートモルタル面 工程RA種	33.8	m ²			
ケルタングム系 塗膜防水	X-2 平面	2.1	m ²			
ケルタングム系 塗膜防水	X-2 立上 小庇・狭隘部含む	146	m ²			
ケルタングム系 塗膜防水	X-2 笠木・手摺天端	9.3	m			
端部金物撤去		1	式			
既存防水層撤去	屋上防水層 シート防水層 集積共	94.8	m ²			
下地調整 改修仕様 (シート防水)	シリマーセメントベースト	85.3	m ²			
合成高分子系ルーフィング シート防水 (S-F2)	接着工法(S-F2) t2.0 材工共	85.3	m ²			
合成高分子系ルーフィング シート防水 (S-M2)	機械的固定工法(S-M2) t1.5 材工共	284	m ²			
防水押えアルミアングル (材工共)	L-10*30*1.5 ジョイント、ビス含む シリング 共	152	m			
SUS脱気筒	材工共	4	か所			
シリング 撤去	集積共	386	m			
シリング	変成シリコン(2成分形)MS-2 15×10 建具周囲	386	m			
計						

直 接 工 事 費 細目別内訳

10

直 接 工 事 費 細目別内訳

11

直 接 工 事 費 細目別内訳

12

直 接 工 事 費 細目別内訳

13

共通仮設費(積上) 明細

14